

平成 28 年度機構と担い手との意見交換会実績

地域名	月 日	担い手組織等名
県域	5 月 25 日	県指導農業士役員会
	6 月 16 日	地域営農組織連絡協議会総会
	7 月 19 日	県同友会総会
	9 月 21 日	地域営農法人連携会議
熊本市	2 月 10 日	認定農業者フォーラム
	3 月 15 日	地域農業振興セミナー
宇城	8 月 2 日	宇城市認定農業者総会
上益城	8 月 2 日	山都町中山間直接支払事業説明会
	8 月 2 日	甲佐町農地耕作条件改善事業対象農家説明会
	8 月 10 日	甲佐町農地耕作条件改善事業対象農家説明会
菊池	8 月 23 日	営農組織連絡協議会 研修会
	8 月	菊池市 3・A 地区協議会総会
	11 月 10 日	法人協会県北ブロック研修
玉名	7 月 14 日	荒尾市菰屋地区担い手及び大規模農家
	8 月 18 日	南関町認定農業者連絡協議会
	8 月 10 日	玉名地域法人協会員との意見交換
	2 月 22 日	荒尾市下赤田地区担い手及び基盤整備推進委員
	1 月 10 日	荒尾市府本地区基盤整備推進委員
	1 月 10 日	荒尾市樺地区基盤整備推進委員
	2 月 14 日	玉名市認定農業者連絡協議会学習会
鹿本	11 月 29 日	鹿央町農業経営同友会夫婦研修会
阿蘇	7 月 1 日	阿蘇市営農組合連絡協議会
八代	12 月 15 日	八代地域農業経営者協議会
	2 月 3 日	八代地域営農組織連絡協議会
芦北	7 月 8 日	津奈木町認定農業者総会 70 名
	11 月 15 日	農業法人協会県南ブロック研修

## 熊本県法人協会県南ブロックにおける農地中間管理事業活用検討会

- 平成 28 年 11 月 15 日（火）午後 5 時 15 分～午後 6 時 15 分  
場所：福田農場

- 検討議題

### 1 事業説明（公社から）

- ・ 昨年度の機構取り扱い面積は 1,894ha、一昨年と合わせると 2,000ha あまりの取り扱い面積となっている。
- ・ 県内の耕作面積からすれば、ほんの一握りに過ぎない。将来的に機構が農地を預かっただまま受け手を交換し集約を図るためには、今後も取り扱い面積を増やさないといけない。
- ・ 受け手のメリットは、将来的にまとまりのある農地を借りられること。また、賃料の支払い先が機構のみとなるので、手間がかからないなど。
- ・ 平成 27 年 11 月に公社と協会が農地中間管理事業活用に向けた協定を締結。
- ・ 協会員は、現に利用権を設定し耕作している農地について、でいるだけ機構を経由した貸借契約とする。
- ・ 現に利用している農地を機構経由にする場合は、資料にあるような様式でエクセルシートに整理してあると、中間管理システム等に取り込めようえ、合意解約書、貸付申込み書、利用権設定関係書類等を出力でき、手間が大幅に削減されるので、御協力をいただきたい。
- ・ 機構活用をする場合は、各法人が農地を借りている地主に、機構活用を促す説明をしてもらいたい。その際の説明資料も作成している（別紙）。
- ・ 機構では、県内 11 地域振興局等に駐在員を設置しているので、事業活用に係る相談は遠慮なくしていただきたい。

### 2 意見交換

(会員) 面積が増えない理由をどう考えているのか。高齢農家でも体が動くうちは自分で作りたい意識が強い。

(機構) 地域によっては農地への執着が強く、集落営農法人を設立したのにもかかわらず自分で作る選択をする高齢農家も少なくない。

現在、農地の借受希望者は多いが、貸付農地が少ない状況。その要因として、一つは地主に対する事業の周知不足があると考えている。機構では新聞、ラジオなどにより周知を図っているが、関心が薄い方はそのような広告があっても見逃してしまう。そこで、今年度もマスコミを活用した周知は行っているが、その他にも関係機関を通じた周知、特に

今年からは農業委員会制度が変わったこともあり、機構自ら各市町村の農業委員会を訪問し、農業委員に直接事業を説明するとともに意見を交換している。また、各地域の認定農業者や指導農業者等の会合でも説明の機会を設けてもらい、意見をいただいているところ。地域の事情に精通した農業者の方々にターゲットを絞り、口コミによる事業の周知を地道に行っている。

(会員) 基盤整備事業を自己負担なしでできるようにしないと、特に中山間地では遊休農地が増加していく。

(会員) 規模拡大を志向する担い手などに政策を集中させ、担い手が農地の受け手になったら賃料補助などの補助金を出すなどすべきではないか。

(機構) 現在の賃料は、機構が受け手から徴収し、同じ金額を地主に支払うこととしている。手数料は取っていないが、担い手農家が安く借りられる仕組みにはなっていない。担い手に対しては、賃料支払いの一本化、まとまりのある農地の借り入れなどのメリットがあることを説明している。

(会員) 果樹園では樹木の評価も入れての貸し借りとなるので、貸借自体が難しくこの事業もなじまない。

(機構) 実際に行った果樹関係の貸借では、更地にしてから機構が借り入れ、その後受け手が植栽している。その際は、貸借期間を通常よりも長くとりなど、受け手の意向を聞きながら対応している。

(会員) リタイアする農家から農地を集める方法は、役場と連携し網をかけることによってできるのではないか。

(機構) 事前に多くの方に事業を紹介することで、リタイアする際に事業の活用を考えてもらうという方法をとっている。農地所有者からの申し出により動く形である。

(会員) 私の市では、借り受け希望を出していたら、市役所から近くの貸し付け希望農地の紹介があり、中間管理で規模拡大ができています。

(機構) 貸付希望農地が増加していく中で、最も効率的に農地を扱える方から優先して貸付先を決定することが基本になっている。今後も平坦地であってもリタイアする農家が出て、貸付希望農地が増加してくると考えているので、規模拡大を志向する経営体は借受申出書を確実に出していただきたい。

### (別紙3) 担い手と機構との意見交換会におけるその他の意見等

#### ● 担い手からの主な意見等

- ・ 2年で協力金の要件変更があったので、現場では混乱が生じている。
- ・ 認定農業者が辞めて誰かに農地を貸す場合、経営転換協力金が出ないのか。
- ・ これまでの相対の契約と異なり、手続きに時間がかかる。
- ・ 賃料支払い先が機構だけになるので、手間と手数料が減り助かる。
- ・ 耕作放棄地も借り入れて、きれいに整備してもらえるのか。

#### ● 機構からの回答

- ・ 協力金の県への配分基準が変わったため、認定農業者が既に集積している農地は機構を通し第三者に貸すようになっても、この農地面積分には協力金は配分されない。
- ・ これまでの相対の利用権設定に比べると、市町村及び県段階で2回公告しなければならないので時間がかかる。手続きを並行して進めるなどの努力は当初から行っているところであるが、その他の方法も含めて短縮の努力は行っているところ。
- ・ 耕作放棄地については、受け手とのマッチングが整った農地については借入転貸の手続きを進める。解消作業は、原則受け手が行っている。